

公立大学法人埼玉県立大学職員倫理規程

平成22年4月1日
規程第23号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人埼玉県立大学職員就業規則（平成22年規則第22号。以下「職員就業規則」という。）第39条第2項の規定に基づき、公立大学法人埼玉県立大学（以下「公立大学法人」という。）の職員（職員就業規則第2条第1項に規定する職員をいう。以下「職員」という。）の職務に係る倫理の保持に關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「事業者等」とは、法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

2 この規程の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。

3 この規程において、「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一 物品購入等の契約に係る事務 これらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申込みをしている事業者等及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等

二 共同研究及び受託研究等の契約に係る事務 これらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申込みをしている事業者等及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等

三 入学試験等における合格者の決定に係る事務 公立大学法人が設置する大学への入学を志願する者及びその関係者

四 卒業判定又は修了判定に係る事務 当該卒業判定又は修了判定の対象となる学生等

五 学生等の懲戒処分の決定に係る事務 当該懲戒処分の対象となる学生等

六 職員として採用する者の決定に係る事務 公立大学法人が設置する大学に教職員として採用を希望する者及びその関係者

(倫理行動基準)

第3条 職員は、公立大学法人の職員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、その職務に係る倫理の保持を図るため、次の各号に掲げる事項を遵守すべき基準として、行動しなければならない。

一 職員は、業務上知り得た情報について一部の者に対してのみ有利な取扱いをする等不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な業務の執行に当たらなければならないこと。

二 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその業務や地位を自らや自らの属する組織の私的利害のために用いてはならないこと。

三 職員は、法令及び公立大学法人の諸規程により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の行為をしてはならないこと。

四 職員は、業務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。

五 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公立大学法人の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

(禁止行為)

第4条 職員は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（餞別、祝儀、香典又は供花（香典又は供花にあっては、社会通念上の儀礼の範囲を超えるものに限る。）その他これらに類するものを含む。）を受けること。
 - 二 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
 - 三 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
 - 四 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
 - 五 利害関係者から未公開株式（証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第75条第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。
 - 六 利害関係者から供応接待を受けること。
 - 七 利害関係者と共に飲食、遊技、ゴルフ又は旅行（職務のための旅行を除く。）をすること。
 - 八 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。
- 2 前項の規定にかかわらず、職員は、次の各号に掲げる行為を行うことができる。
- 一 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
 - 二 多数の者が出席する立食パーティー（飲食物が提供される会合であって立食形式で行われるもの）をいう。第6号において同じ。）において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。
 - 三 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
 - 四 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること。ただし、当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。
 - 五 職務として出席した会議又は打ち合わせのための会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
 - 六 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に飲食すること。
 - 七 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に簡素な飲食すること。
 - 八 利害関係者と共に自己の費用を負担して飲食すること。ただし、職務として出席した会議その他打合せのための会合の際ににおいて簡素な飲食以外の飲食（夜間におけるものに限る。）をする場合にあっては、理事長が、公正な職務の執行に対する社会の疑惑や不信を招くおそれがないと認めて許可した場合に限る。
- 3 第1項の規定の適用については、職員（同項第8号に掲げる行為にあっては、同号の第三者。以下この項において同じ。）が利害関係者から物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は当該利害関係者から当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

（禁止行為の例外）

第5条 職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号（第8号を除く。）に掲げる行為を行うことができる。

2 職員は、前項の公正な職務の執行に対する社会の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断

することができない場合においては、理事長に相談し、その指示に従うものとする。

3 職員は、公立大学法人が行った研修若しくは公立大学法人から派遣されて参加した研修を同時に受けた関係がある者であって、利害関係者に該当するものと共にする飲食については、利害関係者以外の者を含む多数の者が参加する場合であって自己の行為に要する経費を負担するときに限り、前条第1項の規定にかかわらず、これをすることができる。

(利害関係者以外の者等との間における禁止行為)

第6条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受け等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

2 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかつた事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

(理事長への相談)

第7条 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第4条第1項各号若しくは第2項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、理事長に相談するものとする。

(理事長の責務等)

第8条 理事長は、この規程に定める事項の実施に関し、次の各号に掲げる責務を有する。

- 一 研修その他の施策により、職員の倫理観のかん養及び保持に努めること。
- 二 職員が特定の者と県民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、職員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。
- 三 職員が、この規程に違反する行為について理事長その他適切な機関に通知をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けないよう配慮すること。
- 四 職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。

2 理事長は、その指定する職員に、この規程で定めるその職務の一部を行わせることができる。

(処分等)

第9条 理事長は、職員がこの規程に違反するおそれのある行為があつたと認められる場合は、調査を行うものとする。

2 理事長は、前条の調査の結果、何らかの措置をとることが必要であると認めるとときは、その程度に応じ、当該職員に対し、職員就業規則第45条の懲戒処分又は第47条の注意、厳重注意若しくは訓告その他人事管理上必要な措置を厳正に講ずるものとする。

3 この規程に違反する行為があつたと認められる職員から辞職の申出があつた場合において、その職員を懲戒処分に付すことにつき相当の理由があると認めるときは、辞職の承認を留保し、前項に規定する措置を講ずるものとする。

4 理事長は、職員にこの規程に違反する行為があることを理由として懲戒が行われた場合において、職員の職務に係る倫理の保持を図るため特に必要があると認めるときは、当該懲戒処分の概要を公表をすることができる。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、職員の倫理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。